

議第 1 2 0 号

特定事業契約の一部を変更する契約の締結に関し議決を求めることについて（富士市総合体育館等整備・運営事業）

令和 4 年 2 月 2 2 日に議第 5 5 号として議決を得た後、令和 5 年 3 月 2 2 日に議第 5 6 号として、同年 1 2 月 5 日に議第 1 0 8 号として、令和 7 年 2 月 2 5 日に議第 5 0 号として、それぞれ契約の一部を変更する議決を得た「富士市総合体育館等整備・運営事業」の特定事業契約のうち次のとおり契約の一部を変更する契約を締結したいので議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

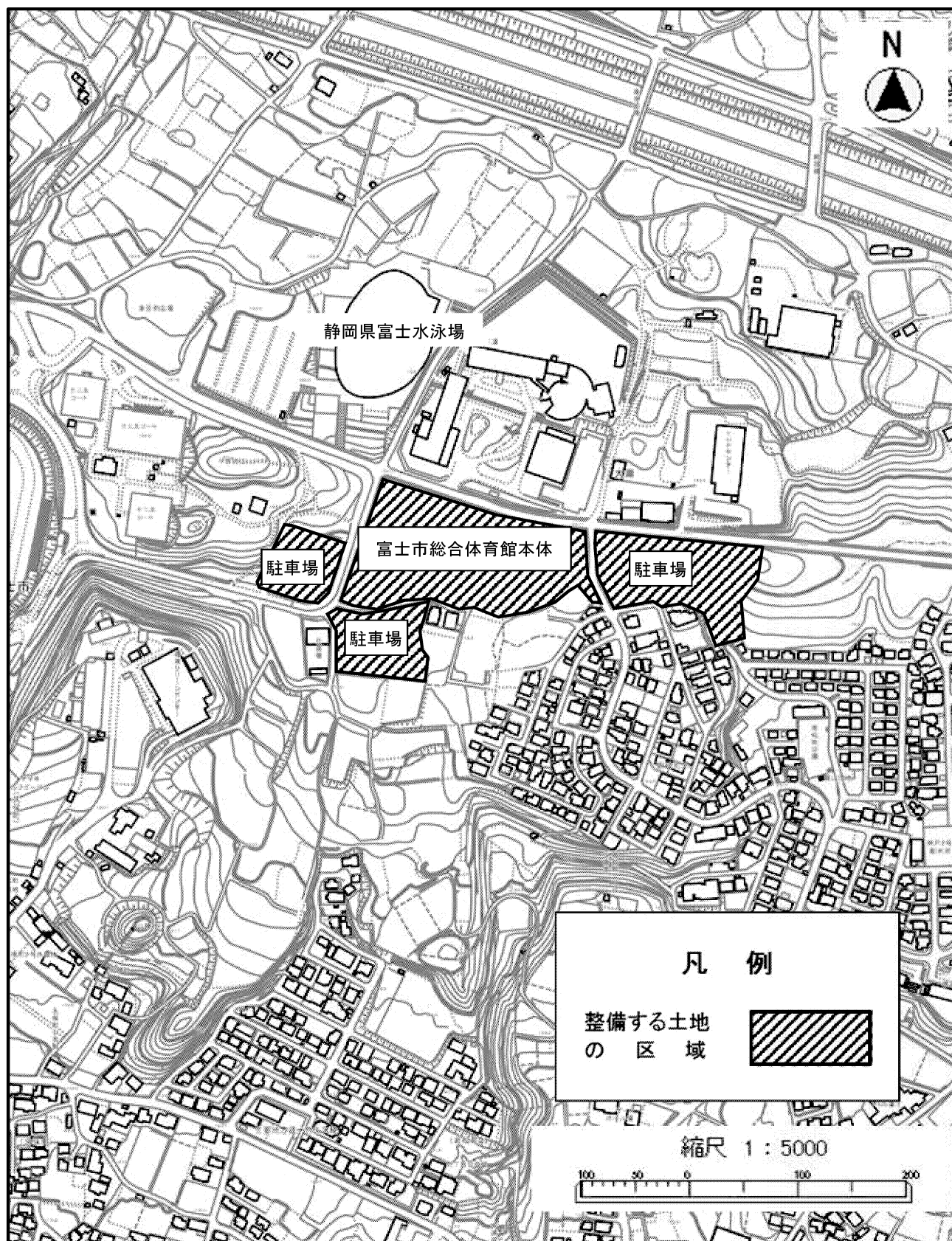
記

契約金額「11,735,885,035円」とあるのを「12,089,226,127円」に改める。

変更理由

総合体育館等の引渡しに伴い割賦金利の金額が確定し、並びに管理棟の解体工事におけるアスベストの除去並びに市道大淵高山 1 号線及び管理棟南側園路の拡幅工事を追加するため

富士市総合体育館等整備・運営事業 位置図



議第 1 2 1 号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

(富士市立広見保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡)

富士市立広見保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

記

1 建物及び工作物の所在

富士市大淵字荻ノ原 3 6 番地 8 ほか

2 建物及び工作物の概要

別紙のとおり

3 無償譲渡の相手方

富士市原田 1 7 4 2 番地の 1

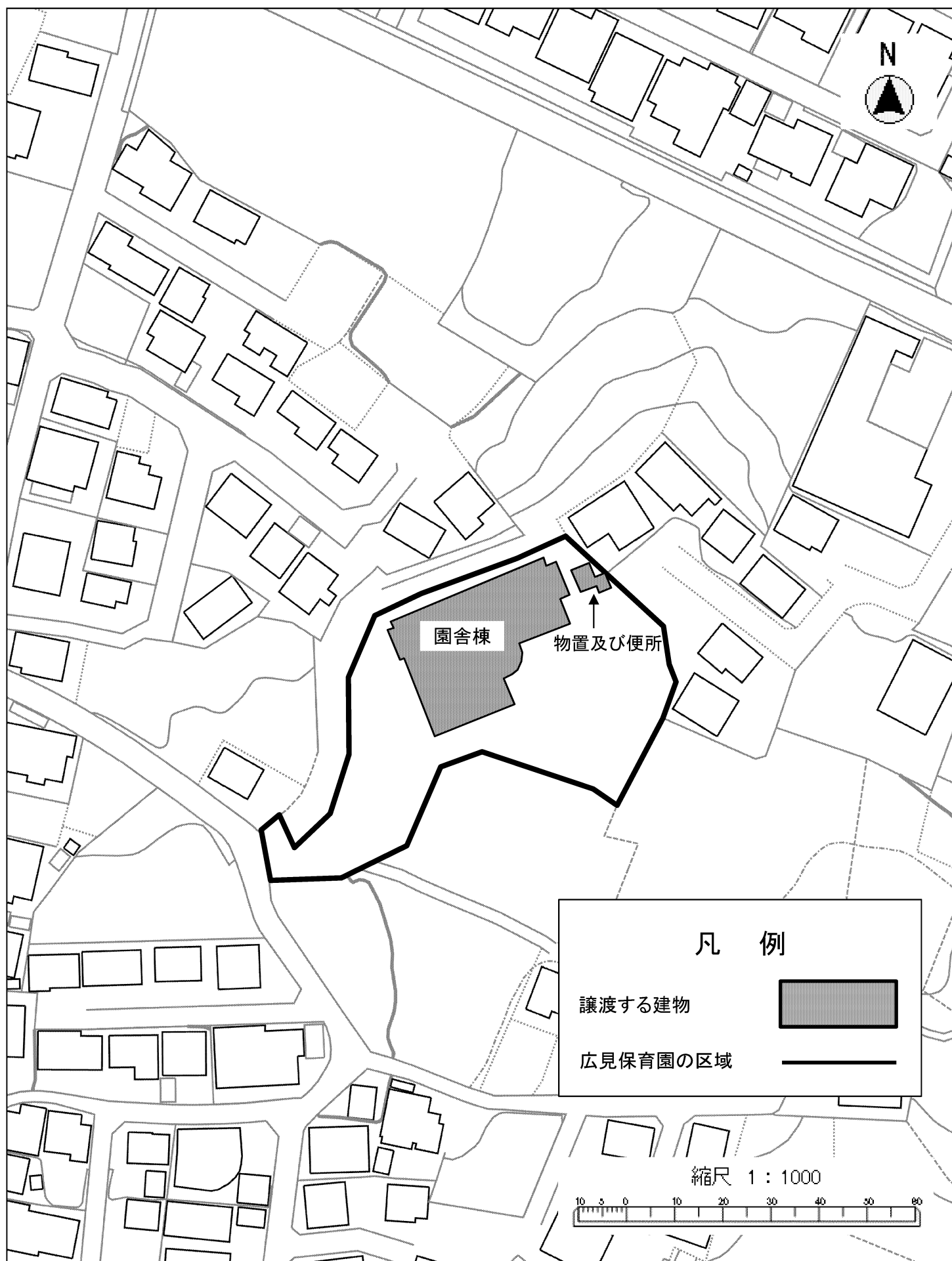
学校法人田中学園

理事長 田 中 邦 昌

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造2階建	885.61
2	物置及び便所	鉄筋コンクリート造平家建	23.25
3	工作物一式	—	—
合 計			908.86

富士市立広見保育園位置図



議第 1 2 2 号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

(富士市立中野保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡)

富士市立中野保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

記

1 建物及び工作物の所在

富士市大淵字狐窪 2 8 1 3 番地 3 ほか

2 建物及び工作物の概要

別紙のとおり

3 無償譲渡の相手方

富士市大淵 2 9 6 4 番地の 1

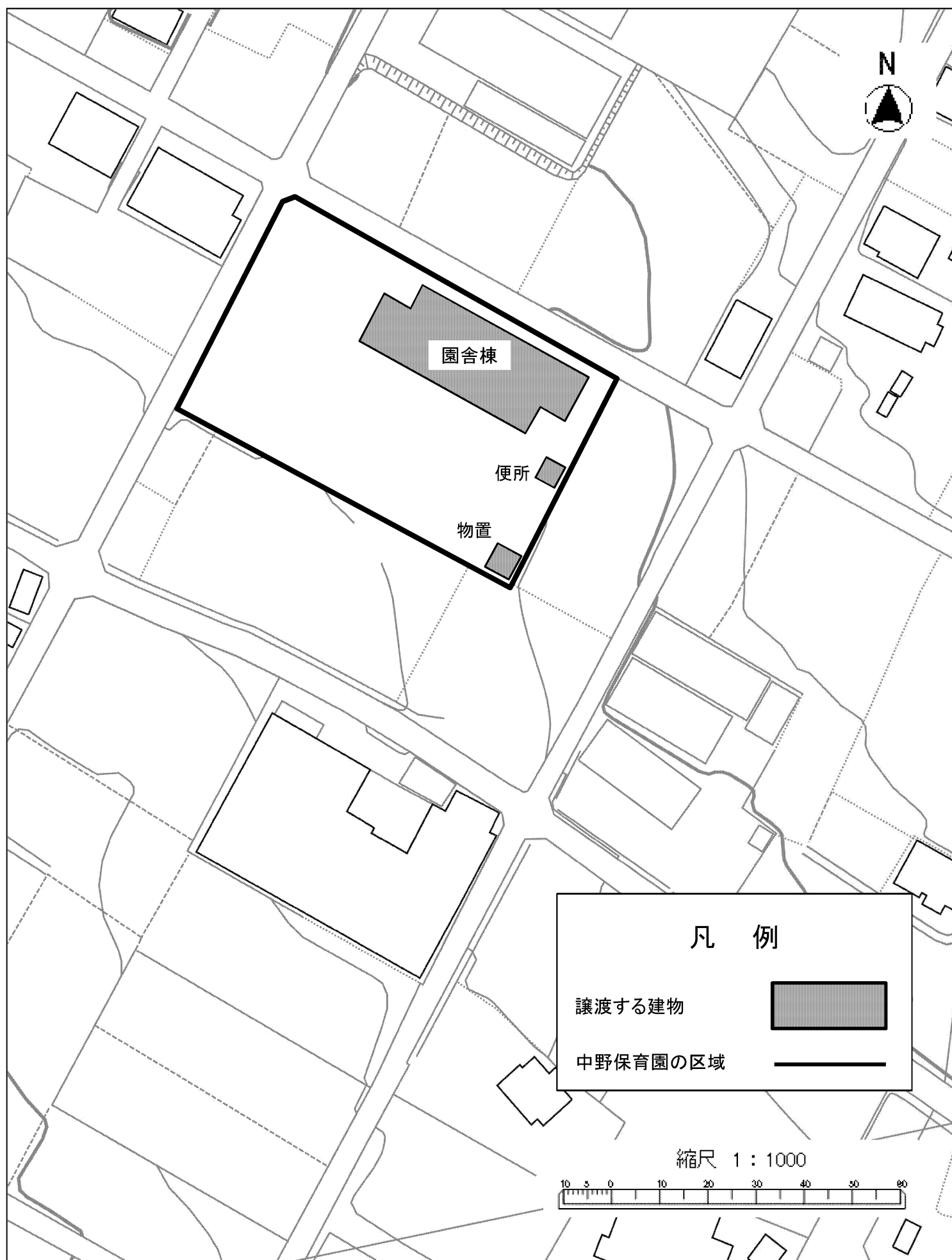
学校法人藤田学園

理事長 藤 田 道 信

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造平家建	502.50
2	便所	鉄筋コンクリート造平家建	6.76
3	物置	鉄筋コンクリート造平家建	16.00
4	工作物一式	—	—
合 計			525.26

富士市立中野保育園位置図



議第 1 2 3 号

財産の無償貸付に関し議決を求めることについて
(富士山麓環境共生事業に係る建物及び工作物の無償貸付)

富士山麓環境共生事業用地の利用に関し、次により建物及び工作物の無償貸付をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- 1 建物及び工作物の所在
富士市大淵字丸火東 1 1 7 0 2 番地 3 ほか
- 2 建物及び工作物の概要
別紙のとおり
- 3 貸付の相手方
東京都新宿区西新宿 3 丁目 1 9 番 2 号
株式会社 N T T L a n d s c a p e
代表取締役 木 下 健二郎
- 4 貸付の期間
令和 8 年 1 月 1 日から令和 2 7 年 1 2 月 3 1 日まで

物件目録 建物及び工作物

No.	種 類	構 造	延床面積 (㎡)
1	店舗及び事務所	鉄筋コンクリート・鉄骨造 2 階建	2, 017. 49
2	車庫	鉄骨造平家建	564. 39
3	休憩所及び倉庫	鉄筋コンクリート・鉄骨造 2 階建	470. 91
4	倉庫	鉄骨・鉄筋コンクリート造平家建	422. 95
5	倉庫及び休憩所	鉄骨造 2 階建	414. 03
6	店舗	鉄骨造平家建	57. 46
7	車庫	軽量鉄骨造平家建	49. 58
8	売店	木造平家建	38. 83
9	プロパン庫	コンクリートブロック造平家建	16. 10
10	機械室	コンクリートブロック造平家建	8. 40
11	物置	コンクリートブロック造平家建	6. 24
12	機械室	コンクリートブロック造平家建	5. 24
13	その他工作物一式	—	—
合 計			4, 071. 62

富士山麓環境共生事業 位置図



国道469号

富士市森林墓園

9 プロパン庫
10 機械室
11 物置
12 機械室

4 倉庫

7 車庫

8 売店

1 店舗及び事務所

2 車庫

5 倉庫及び休憩所

3 休憩所及び倉庫

6 店舗

凡 例

貸付する建物



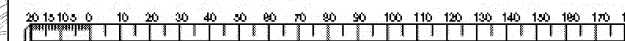
貸付する
土地の区域



事業区域



縮尺 1:5000



富士市

議第 1 2 4 号

財産の処分に関し議決を求めることについて

(金地金及びプラチナ地金処分)

次により金地金及びプラチナ地金を処分したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 1 年富士市条例第 1 6 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

記

1 処分する動産の表示

金地金 2 3, 9 9 9. 9 4 グラム（別紙のとおり）

プラチナ地金 5, 0 0 0. 0 0 グラム（別紙のとおり）

2 売払価格

処分する動産を売り払う日における処分先が定める当該動産 1 グラム当たりの公表買取価格（品位等に応じ調整が必要な場合にあつては、その調整した値）に、当該動産の重量を乗じて得られる額

3 処分先

東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 6 番 6 号

田中貴金属工業株式会社

代表取締役社長執行役員 田 中 浩一朗

(参考)

2の売払価格を令和7年10月31日現在の公表買取価格を用いて算出した場合は、
566,993,712円となる。

金地金及びプラチナ地金一覧

品名	数量
金地金（田中貴金属工業製） 1， 0 0 0 g	3 本
金地金（田中貴金属工業製） 5 0 0 g	2 0 本
金地金（徳力本店製） 5 0 0 g	3 本
金地金（J O H N S O N M A T T H E Y 製） 5 0 0 g	3 本
金地金（スイスバンク製） 5 0 0 g	1 4 本
金地金（伊勢丹製） 5 0 0 g	1 本
金地金（伊勢丹製） 4 9 9． 9 4 g	1 本
プラチナ地金（田中貴金属工業製） 1， 0 0 0 g	1 本
プラチナ地金（田中貴金属工業製） 5 0 0 g	4 本
プラチナ地金（オリエンタルゴールド製） 5 0 0 g	4 本

議第 1 2 5 号

財産の処分に関し議決を求めることについて
(プラチナ地金処分)

次によりプラチナ地金を処分したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 1 年富士市条例第 1 6 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

記

1 処分する動産の表示

プラチナ地金 4, 0 0 0 . 0 0 グラム（別紙のとおり）

2 売払価格

処分する動産を売り払う日における処分先が定める当該動産 1 グラム当たりの公表買取価格（品位等に応じ調整が必要な場合にあっては、その調整した値）に、当該動産の重量を乗じて得られる額

3 処分先

東京都千代田区外神田 5 丁目 3 番 2 号

日本マテリアルビル

日本マテリアル株式会社

代表取締役社長 森 田 伸 勇

(参考)

2の売払価格を令和7年10月31日現在の公表買取価格を用いて算出した場合は、
34,244,000円となる。

プラチナ地金一覧

品名	数量
プラチナ地金（クレディ・スイス製） 1， 0 0 0 g	3 本
プラチナ地金（バルカンビ製） 1， 0 0 0 g	1 本

議第126号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市地区まちづくりセンター)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月18日提出

富士市長 小長井 義 正

記

公の施設の名称	富士市今泉まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人今泉地区まちづくり協議会
指定の期間	令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

公の施設の名称	富士市広見まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人広見地区まちづくり協議会
指定の期間	令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

公 の 施 設 の 名 称	富士市富士南まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人富士南地区まちづくり協議会
指 定 の 期 間	令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

議第127号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市救急医療センター)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月18日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 富士市救急医療センター |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 一般社団法人富士市救急医療協会 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

議第128号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月18日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 株式会社クリーン工房 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

議第 1 2 9 号

共立蒲原総合病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により共立蒲原総合病院組合規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

共立蒲原総合病院組合規約の一部を変更する規約

共立蒲原総合病院組合規約（昭和40年静岡県指令地第30号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

経費区分		関係市	負担割合
第3条 の事業 に要す る経費	第1号関係	静岡市	次の1から3までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 人口割 分賦金を支弁する年度の前年の4月1日（以下この表において「同日」という。）における静岡市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。以下この表において同じ。）に基づく人口（以下この表において「静岡市の人口」という。）を静岡市の人口と同日における富士市の住民基本台帳に基づく人口（以下この表において「富士市の人口」という。）を合計した数（以下この表において「2市の人口」という。）で除して得た数に40.5を乗じて得た数 2 利用者割 分賦金を支弁する年度の前々年度における共立蒲原総合病院を受診した静岡市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「静岡市の患者数」という。）を静岡市の患者数と同年度における共立蒲原総合病院を受診した富士市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「富士市の患者数」という。）を合計した数（以下この表において「2市の患者数」という。）で除して得た数に39.9を乗じて

		得た数 3 均等割 6. 4 5
	富士市	次の1から4までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 人口割 富士市の人口を2市の人口で除して得た数に40. 5を乗じて得た数 2 利用者割 富士市の患者数を2市の患者数で除して得た数に39. 9を乗じて得た数 3 所在地割 6. 7 4 均等割 3. 2 2 5
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数 均等割 3. 2 2 5
第2号及び第3号関係（平成12年3月24日及び平成13年3月26日に借り入れた企業債に対する利息に係る経費に限る。）	静岡市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 静岡市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 31. 3 2
	富士市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 富士市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 15. 6 6
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数

		均等割 3. 0 2
上記以外の経費		関係市の協議により定める。

備考 関係市の負担割合の合計が、1に満たない場合にあっては小数点以下第3位の数
を四捨五入して繰り上がらなかった市のうちその数が最も大きいものの負担割合に0. 0 1を
加えるものとし、1を超える場合にあっては小数点以下第3位の数
を四捨五入して繰り上がった市のうちその数が最も小さいものの負担割合から0. 0 1を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する関係地方公共団体の協議が成立した日から施行する。
- 2 この規約による改正後の共立蒲原総合病院組合規約別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、令和7年度分の分賦金から適用する。
- 3 令和7年度分の分賦金の支弁に当たっては、改正後の別表中「分賦金を支弁する年度の前年の4月1日」とあるのは「令和7年4月1日」と、「分賦金を支弁する年度の前々年度」とあるのは「令和6年度」とする。